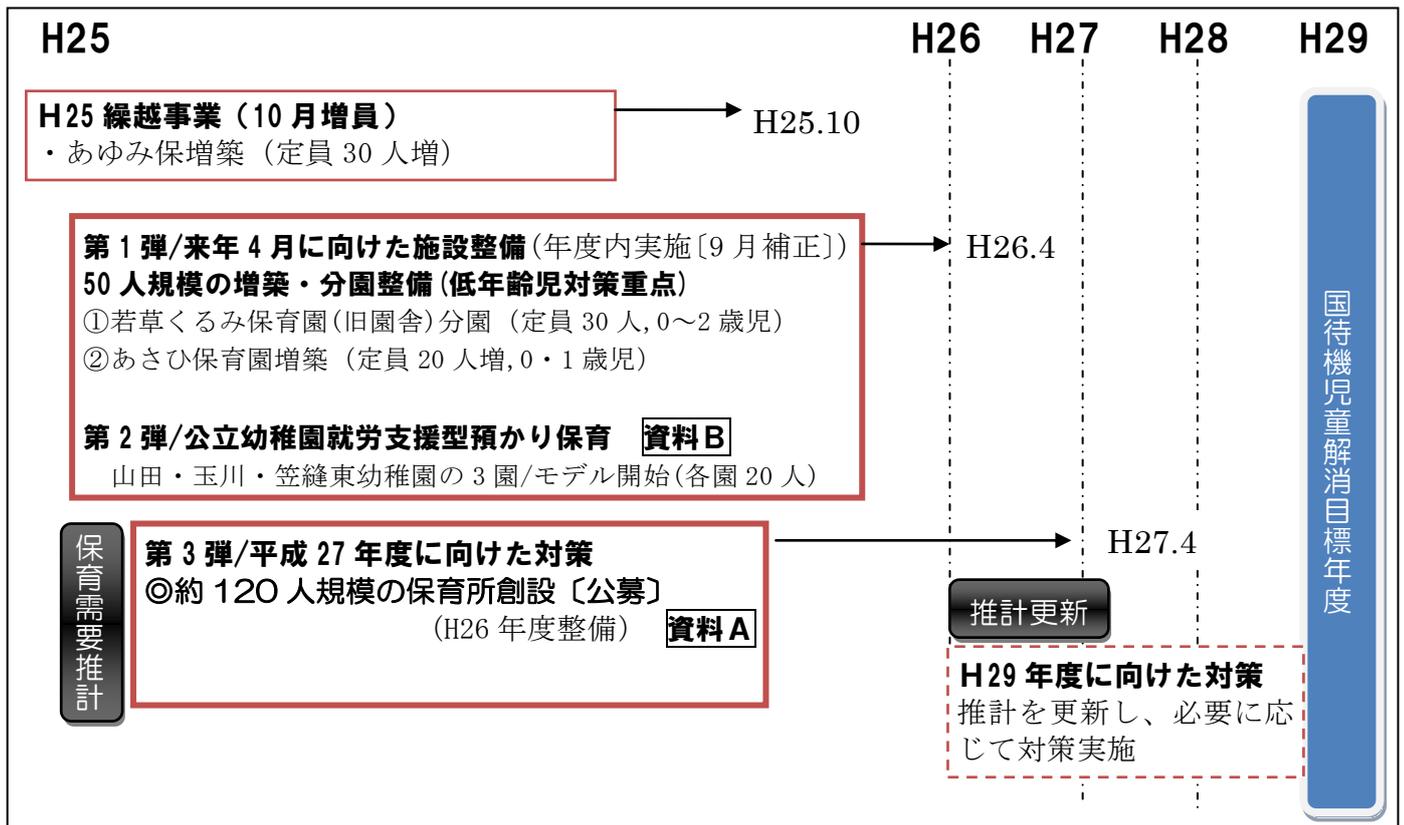


草津市待機児童解消に向けた実施計画

1 基本的なフレーム

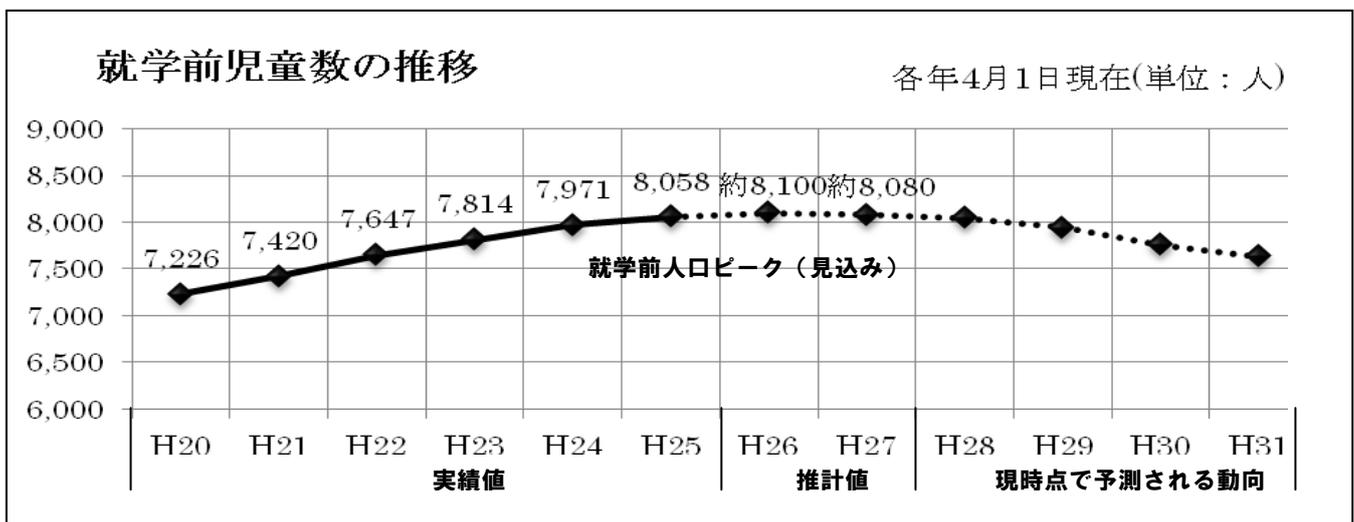
保育需要推計を毎年度行い、待機児童解消に向けて、保育需要動向とバランスを取りながら、段階的な保育施設整備等を行う。

- * 「待機児童解消加速化プラン」等の国県の支援制度を有効活用
- * 子ども・子育て支援事業計画に反映



2 就学前児童数(0~5歳)の推移

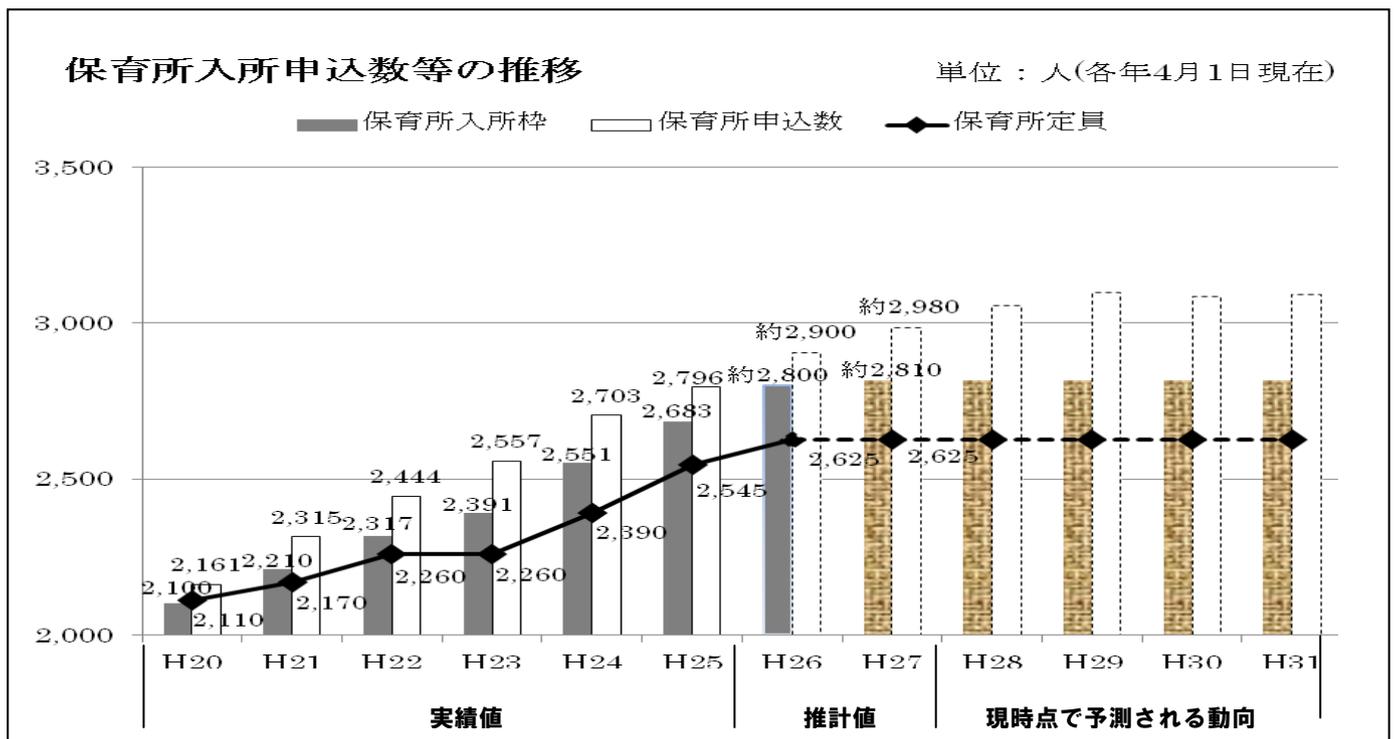
就学前人口はなだらかに上昇を続けているが、H26前後がピーク、以降はなだらかに下降局面に推移すると見込まれる。



3 保育所入所申込み数(保育需要)等の動向

- ◎共働き世帯の増加や社会経済情勢の変化に伴い、保育ニーズは増大傾向にあり、保育所申込数は、今後も上昇が見込まれる。
- ◎保育所申込数は、毎年施設整備等による定員増を図っているが、常時、定員を超えている状況となっている。施設基準の範囲内で、入所の弾力運用(定員を超えた受入れ)を行っているが、保育所入所枠(入所可能数)を超過した申込状況であり、待機児童が発生している。

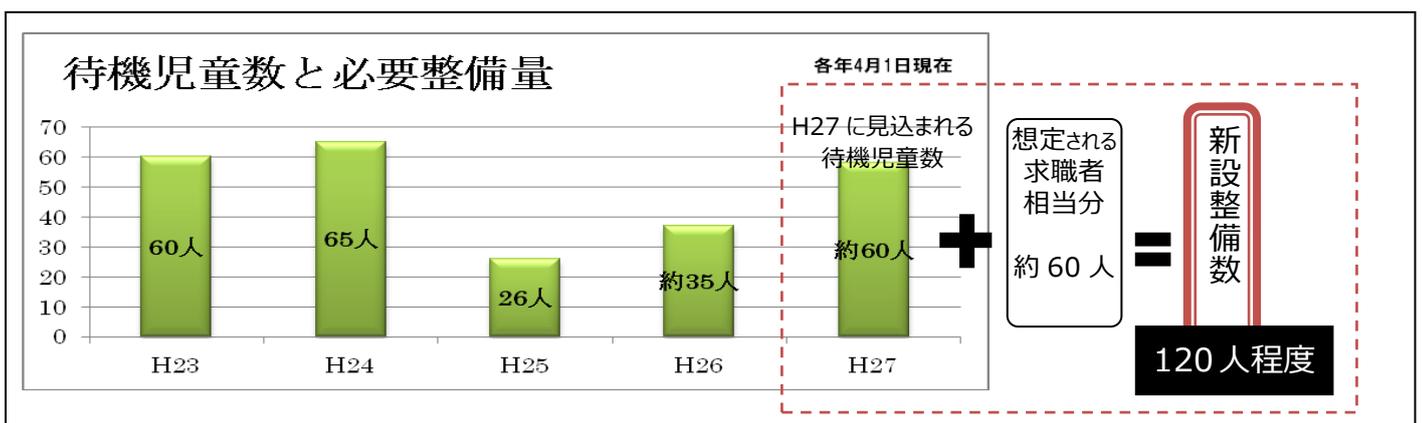
保育所申込数は今後も増加が予想され、保育需要に対応した保育定員の確保が必要



4 待機児童数と平成 27 年度に向けた必要整備量

待機児童解消に向けて、待機児童(就労者等)に加え、待機発生要因である求職者の保育需要への対応を図る。

H27に見込まれる待機児童数に加え、想定される求職者相当分を勘案し、保育所新設整備(公募)により、必要な保育定員増を図る。(120人程度)



私立認可保育所の整備について（公募の概要）

1 募集の概要

- (1) 種別 児童福祉法第35条第4項の規定に基づき設置される認可保育所
- (2) 規模 定員120人程度で屋外遊戯場を有すること
*120人程度の範囲は、110人以上130人以下の範囲とする。
- (3) 応募地域 市街化区域
- (4) 応募資格 社会福祉法人（設立予定者含む）およびその他の法人
*その他の法人／公益社団（財団）法人、NPO法人、株式会社等
- (5) 用地 法人が確保（借地可）
- (6) 施設 法人が建設
- (7) 施設整備補助

社会福祉法人について、補助時点での施設整備補助制度に採択されることを条件に市が施設整備補助金（補助率7/8）を交付する。ただし、社会福祉法人以外の法人については、施設整備補助金を交付しない。

- (8) 開所時期 平成27年4月（予定）

2 スケジュール（予定）

平成25年	10月15日（火）	募集要項配布（広報くさつ掲載）
	11月18日（月）～12月13日（金）	応募受付期間
	1月上中旬	草津市社会福祉法人等審議委員会 選定
	1月下旬	法人決定
平成26年度		補助金交付、施設建築物工事
平成27年3月		竣工
	4月	開所

3 周知方法

- (1) 広報くさつに掲載（10月15日号）
- (2) 草津市ホームページに「募集要項」掲載
- (3) 草津市民間保育園連盟の保育所に「募集要項」配布